

杉並区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年10月19日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第105号

杉並区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区印鑑条例施行規則（昭和50年杉並区規則第77号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1号中「個人番号カードを」を「条例第20条第1項に規定する個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を」に改め、同条第2号中「移動端末設備を」を「条例第20条第1項に規定する移動端末設備を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。